

令和5年度
北九州市雇用対策協定に基づく
実施計画

北九州市
福岡労働局

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	令和 5 年度の主な雇用施策	
1	若年者の就職促進及び自立支援対策の推進	
(1)	若年求職者等及び新規学校卒業予定者等に対する就職支援の実施	
ア	「北九州若者ジョブステーション」における取組	2
イ	若年求職者の就職促進に関する取組	3
ウ	新規学校卒業予定者等の就職促進に関する取組	3
(2)	ニート等の若者の職業的自立支援の実施	4
2	子育てする女性等に対する雇用対策の推進	
(1)	「ウーマンワークカフェ北九州」における取組	4
(2)	「北九州地区子育て女性等の就職支援協議会」における取組	5
3	中高年齢者の雇用対策の推進	6
4	障害者の雇用対策の推進	7
5	生活保護受給者等に対する就労支援の推進	8
6	地域における外国人の就労支援等の推進	9
7	人材確保支援及び人材育成の推進	
(1)	雇用創出と人材確保支援の実施	10
(2)	職業能力開発及び人材育成の実施	11
8	就職氷河期世代の雇用対策の推進	11

第1 趣旨

北九州市（以下「市」という。）と福岡労働局（以下「労働局」という。）は、北九州地域における雇用失業情勢の改善に連携して強力に取り組むため、平成22年3月31日「北九州市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び北九州地域の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市の講ずる地域経済活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局及び公共職業安定所における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策が密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、「北九州市雇用対策協定に基づく実施計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深める取組を推進しつつ、北九州地域の雇用環境の改善・向上に強力に取り組むこととする。

なお、労働局は、ここに定める取組以外においても、市が進める雇用創出の取組、就職困難者への自立支援、企業誘致に際しての人材確保、その他各施策への連携・協力等について市から要請があったときは、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

第2 令和5年度の主な雇用施策

1 若年者の就職促進及び自立支援対策の推進

(1) 若年求職者等及び新規学校卒業予定者等に対する就職支援の実施

ア 「北九州若者ジョブステーション」における取組

若者ワークプラザ北九州と北九州新卒応援ハローワーク小倉は、大学等卒業予定者、大学等既卒3年以内の者及び若年求職者等に対する就職支援について、北九州若者ジョブステーションとして一体的に取り組む。

また、市と北九州新卒応援ハローワーク小倉は市外大学の新卒者のU・Iターン就職について、連携して取り組む。

【福岡労働局（北九州新卒応援ハローワーク小倉）が実施する業務】

- ・ 北九州新卒応援ハローワーク小倉は、若者ワークプラザ北九州と連携して、新卒者、既卒者及び若年者の就職支援について、相互に就職支援メニュー等の周知・誘導を積極的に行う。また、市外大学に通っている新卒者については、北九州市U・Iターン応援オフィスへの誘導を行う。
- ・ 北九州新卒応援ハローワーク小倉では、若者ワークプラザ北九州から誘導された求職者に対し、就職支援ナビゲーターが担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・ 労働局及びハローワーク小倉は、それぞれの広報媒体・手段を活用して、北九州若者ジョブステーションを積極的に周知し、新卒者、既卒者及び若年者の利用促進を図る。

《北九州市（若者ワークプラザ・北九州市U・Iターン応援オフィス）が実施する業務》

- ・ 若者ワークプラザ北九州及び北九州市U・Iターン応援オフィスは、北九州新卒応援ハローワーク小倉と連携して、新卒者、既卒者、若年者の就職支援について、相互に就職支援メニュー等の周知・誘導を積極的に行う。
- ・ 若者ワークプラザ北九州では、北九州新卒応援ハローワーク小倉から誘導された求職者に対し、状況や課題に合わせて、就職に関するセミナー・講座の参加を促すなど、連携して就職支援を行う。
- ・ 市は、広報媒体・手段を活用して、北九州若者ジョブステーションを積極的に周知し、新卒者、既卒者、若年者の利用促進を図る。

◆目標◆

北九州若者ジョブステーション ⇒ 【若者WP分】は内数です（一体的）

北九州若者ジョブステーション ⇒ 【若者WP分】は内数です（一体的）

利用者数 8, 400人以上（令和4年度実績：8, 216人）

【若者WP小倉分 6, 100人（令和4年度実績：5, 955人）】

就職者数 1, 050人以上（令和4年度実績：1, 054人）

【若者WP小倉分 650人（令和4年度実績：638人）】

イ 若年求職者の就職促進に関する取組

市とハローワークは、若年求職者の就職支援について連携し、就職促進を図る。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 労働局とハローワーク小倉及びハローワーク八幡は、若者ワークプラザ北九州で実施するセミナー等、市が行う若年求職者への支援施策について、対象者に周知し、誘導を図る。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 若者ワークプラザ北九州・北九州市U・Iターン応援オフィスとハローワーク小倉及びハローワーク八幡は、若年者の就職支援について、相互に就職支援メニュー等の周知・誘導を積極的に行う。

◆目標◆

若年者の就職件数（45歳未満）⇒【若者WP分】は外数です。

4, 300人以上（令和4年度実績：4, 300人）

【若者WP 小倉・黒崎分 1, 200人（令和4年度実績：873人）】

ウ 新規学校卒業予定者等の就職促進に関する取組

市と労働局は、「福岡新卒者等人材確保推進本部」に参画し、新卒者、既卒者に対する就職支援を連携して実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 高校新卒者については、労働局とハローワーク小倉は、市と実行委員会を構成の上、就職希望状況等の情報を共有するとともに、就職面談会を開催し、就職を支援する。
- ・ 大学等新卒者については、若者ワークプラザ北九州、北九州市U・Iターン応援オフィスと北九州新卒応援ハローワーク八幡及び北九州新卒応援ハローワーク小倉（以下「北九州新卒応援ハローワーク」という。）は、誘導等について連携し、就職支援を行う。
- ・ 北九州新卒応援ハローワークは、市が開催する合同会社説明会に相談ブースを出展し連携する。
- ・ 新卒者の求人を確保するため、市、労働局、ハローワーク小倉及びハローワーク八幡は共同して、事業主団体や主要企業に対する求人要請を行う。
- ・ 企業等に対する求人要請のための広報活動について、それぞれの広報媒体・手段を活用し、相互に連携して取り組む。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 大学等新卒者の地元就職を促進するため、学生向け就職情報サイトや若者ワークプラザ北九州・北九州市U・Iターン応援オフィスの運営、新卒者向け

- セミナー・インターンシップ、業界研究・合同会社説明会等を開催する。
- ・ その他、市が主催する新卒者向けの事業については、労働局、ハローワーク小倉及びハローワーク八幡と連携して取り組む。

◆目標◆

ハローワーク小倉及びハローワーク八幡管内の高等学校の就職内定率
99.8%（令和4年度実績）以上

(2) ニート等の若者の職業的自立支援の実施

市と労働局は、「北九州市子ども・若者支援地域協議会」において情報を共有し、「北九州若者サポートステーション」とも連携して、ニート等の若者の職業的自立を支援する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の構成機関であるハローワーク小倉は、市及び関係機関が関わっているニート等の若者の状況について情報を共有し、連携して支援に取り組む。
- ・ ハローワーク小倉及びハローワーク八幡は、ニート等の若者に対して、市が設置する子ども・若者応援センター「YELL」、国と福岡県が設置する北九州若者サポートステーションについて、支援対象者への周知・誘導について連携する。
- ・ ハローワーク小倉及びハローワーク八幡は、上記機関から支援対象者が職業相談・職業紹介に誘導された際は、担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 市は、「北九州市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、ハローワークなどの構成関係機関・団体等の間で、様々な悩みや課題を抱えるニート等の若者の状況について情報を共有しながら、連携して支援に取り組むためのネットワークを構築する。
- ・ 若者ワークプラザ北九州と子ども・若者応援センター「YELL」は、ニート等の若者が職業的自立に向けて進めるように、ハローワークや北九州若者サポートステーション等と連携して効果的な支援を検討し、取り組む。

2 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

(1) 「ウーマンワークカフェ北九州」における取組

市の女性活躍推進課、保育士・保育所支援センターとマザーズハローワーク北九州は、福岡県子育て女性就職支援センターとも連携し、女性の職業生活における活躍について、「ウーマンワークカフェ北九州」として一体的に取り組む。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ マザーズハローワーク北九州は、市の女性活躍推進課、保育士・保育所支援センターと連携して、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。
- ・ マザーズハローワーク北九州は、総合受付から誘導された求職者に対し、就職支援ナビゲーターが担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・ 市の女性活躍推進課、保育士・保育所支援センターとマザーズハローワーク北九州において、必要に応じて求職者情報を共有しチーム支援を実施する。
- ・ 労働局及びハローワーク小倉は、それぞれの広報媒体・手段を活用して、「ウーマンワークカフェ北九州」を積極的に周知し、利用の促進を図る。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 「ウーマンワークカフェ北九州」に総合受付を設置し、就業に関する初期の相談や各窓口の調整を行う。
- ・ 共通の利用者情報システムを導入・運営し、国と市及び福岡県の3者が、相互に利用者の相談状況を共有しながら適切な支援を行う。
- ・ 「保育サービスコンシェルジュ」を配置して、就業相談と同時に保育所入所等の相談ができる体制を整え、子育てとの両立を支援する。
- ・ 「保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就職支援や、保育所の潜在保育士活用支援等を行う。
- ・ ひとり親家庭の親を対象に、専任のキャリアカウンセラーが就職までのプラン作りを行う「自立支援プログラム策定事業」を実施する。
- ・ 企業で働く女性を対象にしたセミナーの実施など、女性の就業継続やキャリアアップ支援を行う。
- ・ 起業・創業の相談やセミナーの実施など、他の起業支援機関と連携し、女性の起業支援を行う。

(2) 「北九州地区子育て女性等の就職支援協議会」における取組

市と労働局は、北九州地区子育て女性等の就職支援協議会に参画し、相互の連携により、子育て女性等の就職支援を実施する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ マザーズハローワーク北九州及び八幡マザーズコーナーと、市、北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）、北九州市立母子・父子福祉センターは、相互に連携し、求職者等に対して各機関の支援メニュー等の周知・誘導を行い、利用促進を図る。
- ・ マザーズハローワーク北九州及び八幡マザーズコーナーは、各機関から求職者の誘導を受けて、担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- ・ 市及び関係機関から、保育所や子育て支援サービスに関する情報提供を受け、マザーズハローワーク北九州及び八幡マザーズコーナーにおいて子育て

女性等の求職者に情報提供する。

- ・ 市と労働局、ハローワーク小倉及びハローワーク八幡は、子育て女性等の支援を行う各機関の利用促進を図るため、それぞれの広報媒体・手段を活用して相互に連携し広報活動に取り組む。
- ・ 市が行う子育て女性等を対象にした「地域の保育施設の概要や入所の仕組」等の説明会と連携して、マザーズハローワーク北九州等において就職支援メニュー等の周知を図るセミナーを開催する。
- ・ ひとり親や出産・育児等によるブランクがある女性に対するハローワークの職業訓練への誘導・あっせんを行う。

《北九州市が実施する業務》

- ・ ひとり親家庭の親の主体的な能力開発を支援し、自立の促進を図ることを目的とした「ひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業）」を実施する。
- ・ 北九州市立母子・父子福祉センターは、マザーズハローワーク北九州と連携して、ひとり親家庭の親を対象とした就職相談会を開催する。
- ・ 北九州市立男女共同参画センターにおいて、女性の就業・再就職講座や就業に必要な技能取得のための講座等を開催し、講座内でマザーズハローワーク北九州や八幡マザーズコーナーの支援メニュー等について、周知・誘導を図る。

◆目標◆

子育て中等の求職者の支援者数

2, 300人以上（令和4年度実績：2, 222人）

マザーズハローワーク、マザーズコーナーの担当者制による

就職支援者数 900人以上（令和4年度実績：895人）

就職率 95.1%以上（令和4年度実績：97.9%）

3 中高年齢者の雇用対策の推進

「北九州市高年齢者就業支援センター」と「シティハローワーク・ウェルとばた」「シニア・ハローワーク戸畑」は、中高年齢者を中心とする求職者の就労支援について、一体的に取り組む。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 北九州市高年齢者就業支援センター、シティハローワーク・ウェルとばた及びシニア・ハローワーク戸畑は、相互に連携して対象者に支援メニュー等の周知・誘導を行い、利用促進を図る。
- ・ シティハローワーク・ウェルとばた及びシニア・ハローワーク戸畑は、北九州市高年齢者就業支援センターから求職者の誘導を受け、職業相談・職業紹介を行う。
- ・ 臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者等の受け皿として北九州

市シルバー人材センターの活動を支援する。

- ・ シニア・ハローワーク戸畑は、概ね50歳以上の求職者に効果的・効率的な就職支援を実施するため、市と相互に連携した情報共有及びマッチング支援等の業務に取り組む。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 高齢者就業支援センターの相談員による出張相談を行うとともに、シニア・ハローワーク戸畑等の各就労支援機関の周知を図ることで、施設利用者の増加に取り組む。
- ・ 高齢者雇用のノウハウを学ぶ企業に向けたセミナー及び高齢求職者を対象とした仕事体験付き合同説明会を開催し、高齢者の就業及び企業の人手不足解消を支援する。
- ・ 臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者等の受け皿として北九州市シルバー人材センターの活動を支援するとともに、派遣による就業を希望する高齢者の受け皿として福岡県高齢者能力活用センターの活動を支援する。また、北九州市高齢者就業支援センター内に当該団体の相談窓口を設置して、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の提供を促進する。
- ・ 北九州市高齢者就業支援センター内のキャリアカウンセリングコーナーにおいて、中高年齢者を中心とする求職者を対象に、職業適性診断を踏まえた個別カウンセリングやスキルアップのための能力開発講座などを実施する。
- ・ 市は「セカンドキャリア支援プロジェクト」を実施し、シニア・ハローワーク戸畑と連携して市内企業と首都圏等からのセカンドキャリア希望者とのマッチング支援に取り組む。

◆目標◆

中高年齢者（45歳以上）の就職者数 ⇒ 【北九州市分】は内数です（一体的）

6, 200人以上（令和4年度実績：5, 635人）

【北九州市 310人（令和4年度実績：349人）】

4 障害者の雇用対策の推進

「北九州市障害者就労支援センター」、「北九州障害者就業・生活支援センター」と北九州地域のハローワークは、チーム支援等を通じて連携し、障害者の就職、就労及び生活支援の充実を図る。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 障害者雇用促進面談会を市と共催で実施する。
- ・ 特別支援学校を対象とした職場実習のための事業所面接会を北九州市教育委員会と共催で実施する。
- ・ 労働局は、チーム支援をサポートする担当者が中心となり、ハローワークと市関係各機関との連携を援助する。

- ・ ハローワークは、各機関と連携してチーム支援を推進する中で、「北九州障害者就業・生活支援センター」、「北九州市障害者就労支援センター」と連携して、職業相談、職業紹介、実習支援、職場定着支援及び必要な事業所支援を行う。
- ・ 労働局は、市と協力し、企業向け雇用促進セミナーを開催する。
- ・ ハローワークは、発達障害者支援センター「つばさ」と連携し、就職支援に努める。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 障害者雇用促進面談会を労働局と共催で実施する。
- ・ 特別支援学校を対象とした職場実習のための事業所面接会を労働局と共催で実施する。
- ・ 市は、労働局と協力し、企業向け雇用促進セミナーを開催する。
- ・ 企業向けの障害者雇用促進に係るガイドブックを作成し、市内企業への配布及び周知を図る。

○北九州市障害者就労支援センター

- ・ 「北九州障害者就業・生活支援センター」と密接な連携を図りながら、「北九州市障害者就労支援センター」を運営する。
- ・ 「北九州障害者しごとサポートセンター」として、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障害者及び障害者を雇用する企業を支援対象とし、障害者の職業準備訓練・職場実習・障害者の就労及び職場定着を図る。
- ・ 障害者雇用の定着等実績のある企業担当者や社会保険労務士を障害者雇用アドバイザーとして委嘱し、主に市内の障害者雇用を検討している企業担当者を対象としたアドバイザー派遣やミニセミナーを実施する。

◆目標◆ 障害者の就職件数 1, 028人（令和4年度実績）以上

5 生活保護受給者等に対する就労支援の推進

市と労働局及びハローワークは、生活保護受給者等の生活困窮者を広く対象に、一体となった就労支援体制の整備に努め、早期支援を徹底するなど、就労支援を強化する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワークは、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づき、市（福祉事務所等）から就労支援の要請があった者に対して、市（福祉事務所等）の職員や関係機関と連携を図りつつ、就労支援を行う。
 なお、生保型常設窓口設置福祉事務所においてはその位置的有利性を十分に活用し、福祉事務所とハローワークの密接な連携による就労支援を行い、生保型常設窓口未設置福祉事務所においてはハローワーク巡回相談による就労支援を行うなど、ワンストップ型の支援体制を整備し、就労支援を行う。

- ・ 新たに生活保護を開始する者への早期支援を重点的に実施することとし、生活保護の相談・申請段階の者も支援対象者として就労支援を行う。
- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等の求職活動状況に関する情報を、本人の同意を得た上で、各福祉事務所に提供する。
- ・ 離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者や、解雇等により社員寮等の退去を余儀なくされた者等に対して、市の支援策を紹介し、窓口への誘導を行う。
- ・ その他の生活困窮者への連携支援として、ハローワークは、市が実施する「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業と連携し、当該事業の周知に努めるとともに、当該事業の支援対象者であって、市から就労支援の要請があった者に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく就労支援を行う。
また、区役所内にパンフレットラックを設置し、生活困窮者に対し職業訓練情報を提供する。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 生活保護受給者が、就労により保護から早期に脱却できるよう、就労支援プログラム等を活用し就労支援を行う。
- ・ 就労意欲の乏しい生活保護受給者に対し、「就労意欲喚起事業」等により、カウンセリングや就労体験を通じて支援する。
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業を最大限に活用し、生活保護受給者に対する支援を行う。
- ・ 生活保護の相談者で受給に至らない者を生保型常設窓口やハローワークに誘導する。また、離職者・廃業または休業等に伴う収入減少により離職又は廃業の場合と同程度の状況で、就労能力及び就労意欲のある者のうち住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して住居確保給付金の支給を行う。
- ・ 解雇等により社員寮等の退去を余儀なくされた者等に対する市営住宅の情報提供等を行う。
- ・ 労働局及びハローワークが実施する事業に基づく各種支援及び職業訓練等への受講対象候補者の誘導・選定に係る協力をを行う。
- ・ 生活困窮者の自立の促進を図るため、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、ハローワークと連携して就労支援を行う。

◆目標◆ 生活保護受給者等就労自立促進事業協定に基づく「令和5年度生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画書」で定める。

6 地域における外国人の就労支援等の推進

市と労働局は、情報共有を図り、相互に連携を図りながら、特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理・環境整備、就労等支援等を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 就職ガイダンスの開催等による、留学生への就労支援を行う
- ・ 事業主向けセミナーの開催による集团的企業支援を行う
- ・ 外国人雇用管理アドバイザー等による個別企業への支援を行う
- ・ 外国人労働者の就労相談、地元企業とのマッチングを行う。その際、北九州市が提供する地域の生活関連情報等を周知、状況に応じ、誘導を行う。
- ・ 市の「北九州市外国人材就業サポートセンター」や「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」との連携、状況に応じ誘導を行う。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 労働局が開催する事業主セミナーへの参加勧奨、周知等を行う。
- ・ 市内企業の円滑かつ適正な外国人材の受入れを促進するため、「北九州市外国人材就業サポートセンター」を運営する。
- ・ 外国人市民が、在留資格や生活関連の適切な情報や相談場所を迅速に到達できるように、「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を運営する。
- ・ 「北九州市外国人材就業サポートセンター」や「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」の運営については、就労関連情報の提供や状況に応じハローワークへの誘導を行う。

7 人材確保支援及び人材育成の推進

(1) 雇用創出と人材確保支援の実施

市が行う雇用創出、企業誘致の取組による人材ニーズについては、ハローワークにおいて、求職者とのマッチングを行うとともに、対象企業に対しては、雇用関係助成金の周知を行う等、人材確保支援を行う。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 市の要請に基づき、地域の労働市場の状況、求職者の動向、地場賃金情報などの情報を提供する。
- ・ 企業誘致による求人情報の提供を受け、ハローワークに求人が未提出の場合は求人開拓を実施の上、求職者とのマッチングを行う。
- ・ 対象企業に対しては、雇用関係助成金について周知を行う等、人材確保を支援する。
- ・ ハローワークでは地方自治体求人特別窓口を設置等することにより、北九州市が実施する新型コロナウイルス感染症対策業務又は地方創生臨時交付金活用事業に伴う雇用創出事業への支援を行う。
- ・

《北九州市が実施する業務》

- ・ 誘致中及び立地した企業が求める人材のニーズを把握し、それに基づいた企業への人材確保支援をハローワークと連携して行う。

(2) 職業能力開発及び人材育成の実施

市と労働局及びハローワークは、職業訓練メニューの情報を共有し、求職者等の効果的な職業能力開発に努めるとともに、大学生等のインターンシップ事業においても、連携して地場の人材育成を推進する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ 市が実施する種々の能力開発事業に関し、求職者への周知、受講勧奨を行う。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 再就職をトータルでサポートするために、中高年齢者を中心とした求職者を対象に、能力開発講座を実施し、受講者の就業支援に取り組む。
- ・ 市は、ハローワークがあっせんする公的職業訓練の周知・広報について協力をを行う。

8 就職氷河期世代の雇用対策の推進

市と労働局及びハローワークは、就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」における取組を通して、就職氷河期世代が相談しやすい環境整備や職業能力の開発など、正規雇用化に向けた就労支援を強化する。

【福岡労働局が実施する業務】

- ・ ハローワーク小倉に、就職氷河期世代専用窓口（ミドル世代サポートコーナー）を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした就職支援に取り組む。
- ・ ハローワークは、早期離職の防止に向け、離職者及び企業に対する職場定着（フォローアップ）支援に取り組む。
- ・ 労働局は、求職者支援訓練について、「実践コース」の訓練期間の下限を緩和したコースを設定・実施する。また、マルチジョブホルダーや非正規雇用労働者など在职中の者等を対象とした訓練コースについて、訓練時間の下限を緩和したコースを設定・実施する。
- ・ 労働局にコーディネーターを設置し、経済団体協力の下、ニーズに合わせた職場実習・体験の機会を確保する。
- ・ 労働局・ハローワークは、企業の説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナーなど、中小企業とのマッチングイベントを実施する。
- ・ 労働局・ハローワークは、就職氷河期世代の非正規雇用労働者の正規雇用促進を図るため、トライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の周知及び活用促進に取り組む。また、企業内での正社員転換等の取組を促進するため、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金等の周知及び活用促進に取り組む。

- ・ 業種・職種に対する理解が深まるように、就職氷河期世代の求職者に対して職場実習・体験を実施する。

《北九州市が実施する業務》

- ・ 市は、就職氷河期世代の方に、必要な支援をきめ細かく届けるため、就業に関する専用相談窓口を設置する。
- ・ 市は、安定的な就労に資する資格取得などの支援を行う。
- ・ 市は、企業訪問などによって、求人を開拓するとともに、企業に人材の採用を提案するなど、伴走型で正規雇用化をコーディネートする。
- ・ 市は、会社合同説明会や社会人インターンシップなど、企業とのマッチングイベントを実施する。
- ・ 市は、積極的に就職氷河期世代を正社員採用・正社員転換する企業の発掘に取り組む。

◆目標◆

就職氷河期世代（35～49歳）の正社員就職件数 ⇒ 【北九州市分】は内数です
2年間で1,500人以上
【北九州市2年間で180人以上】